

計画書（案）

彦根長浜都市計画区域区分の変更（滋賀県）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域および市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分	年次	令和2年 (基準年)	令和17年
都市計画区域内人口		195.6 千人	182.1 千人
市街化区域内人口		127.5 千人	121.1 千人
配分する人口		—	120.4 千人
保留する人口		—	0.7 千人
（特定保留）		—	—
（一般保留）		—	0.7 千人

理由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

本都市計画における区域区分は、昭和46年の当初決定以来、6回の定期見直しを行ってきたところですが、今回、令和3年度から令和4年度に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、拠点連携型都市構造の実現を図る一方、本区域における人口動態や産業の伸びに対応する必要最小限の市街化区域拡大となるよう努め、当該都市計画区域内における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、本案のとおり変更するものです。

「祇園町地区」、「坂田駅前地区」、「入江丸葎地区」については、すでに市街地を形成しているため、「稲枝駅西側地区」、「甲田地区」については、住宅施設、商業施設または工業施設などの計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、それぞれ市街化区域への編入を行います。

「鳥居本地区」については、現況の地形地物等に合わせた境界調整を行うものです。